

【復興交付金事業計画の個別事業の実績に関する評価様式】

事業番号 D-23-8	
事業名 集落高台移転事業（防災集団移転促進事業）	
事業費 総額 2,362,297 千円 （国費：2,067,008 千円） 内訳：住宅団地用地取得費及び造成費 1,738,673 千円、住宅建設等助成費 82,096 千円、公共施設整備費 221,150 千円、宅地等買取費 313,150 千円、移転費助成 7,229 千円	
事業期間 平成 24 年度～令和 2 年度	
事業目的 町の復興計画で目指す「安心して暮らし続けられるまちづくり」の実現を図るため、津波で被災した地区から、高台に集団移転するための安全な居住地を確保するもの。 【事業概要】 ・移転先用地：4. 0 3 h a、対象戸数：5 4 戸 ・移転促進区域用地の買取宅地 4. 4 3 h a、対象戸数：1 0 6 戸	
事業地区 志津川地区（清水） （別紙地図添付）	
事業結果 当初計画では 53 世帯の移転先として事業に着手したが、その後の移転希望世帯の再建意向の変化から、最終的に 54 区画の高台団地を整備した。 団地名：清水団地 ① 住宅団地造成事業（移転先用地費含む） 1,738,673 千円 移転先用地面積 40,548 m ² （うち住宅敷地総面積 17,820 m ² ） 移転戸数 54 戸（当初計画 53 戸） ② 関連公共施設整備事業 221,150 千円 団地内道路（幅員 6m×990m、）飲用水供給施設（水道管敷設 1,101m）公園（1,693 m ² ）、集会施設（150 m ² 、木造、平屋建）、その他（防火水槽、ゴミステーション他） ③ 移転促進区域買取事業 313,150 千円 買取面積 42,207 m ² ④ 住宅建設等助成 対象戸数 23 戸 82,096 千円 ⑤ 移転費助成 対象戸数 31 戸 7,229 千円 <事業年度> 住宅団地用地取得 平成 25 年度 住宅団地用地造成 平成 25 年度～平成 28 年度 住宅建設等助成 平成 28 年度～令和 2 年度	

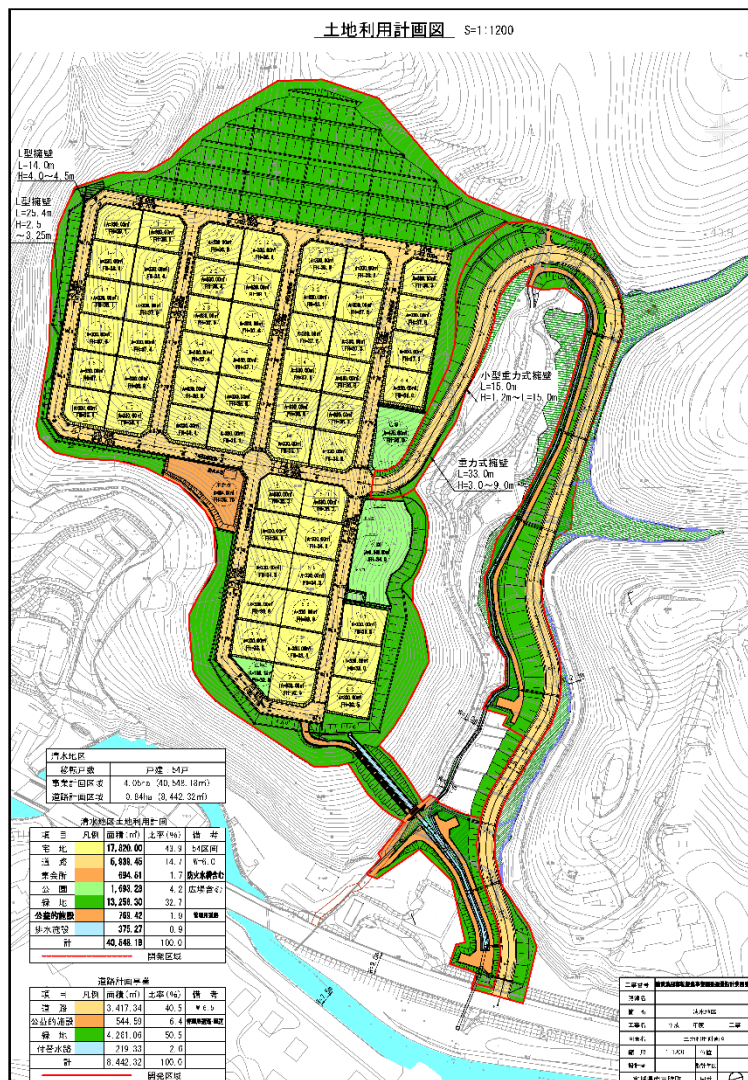
公共施設整備	平成 25 年度～平成 28 年度
宅地等買取	平成 25 年度～平成 28 年度
移転費助成	平成 26 年度～令和 2 年度

事業の実績に関する評価	
① 事業結果の活用状況に関する調査・分析・評価	
清水団地は、令和 4 年度末時点において、整備された 54 区画に 46 戸が移転した。移転者の再建意向の変化により、やむを得ず空きが生じた 8 区画については、平成 29 年度に一般募集を行い、現在は 1 区画が分譲、賃貸借され、残り 7 区画は継続して募集を行っているが未だ申し込みが無く、土地の有効活用が課題となっている。 また、住宅建設及び移転に係る費用を補助することで、被災者の早期生活再建に寄与した。	
② コストに関する調査・分析・評価	
事業費の設計・積算は公共土木工事積算基準等により実施し、南三陸町財務規則等に基づき入札を行い業者を選定している。 本事業は災害危険区域及び移転先地に関しての土地・物件補償が多く、価格に関しては不動産鑑定業務を実施し、適正な価格設定が行われており、適切であると判断される。 一方で、移転先の造成にあたって、硬岩が発見され、掘削工事の工法を変更したため、他の団地と比較すると造成費が多くなっている。	
③ 事業手法に関する調査・分析・評価	
移転者の住宅建設を当初は平成 27 年度まで完了すると見込んでいたが、再建が予定よりも進まなかったこともあり、平成 29 年度まで事業期間を延伸した。 移転元地の買取については、移転促進区域内の地権者の買取意向の変化等もあり、期限を平成 28 年度まで延伸することで、十分な検討期間が与えられていた。 移転先の団地造成については、用地取得を含む地区との合意形成に時間を要したほか、岩盤による影響で想定よりも 1 年程遅れる結果となったが、安全な団地造成には避けられない調整であったと考える。	
<想定した事業期間>	
住宅団地用取得	平成 25 年度
住宅団地用地造成	平成 25 年 4 月～平成 26 年 3 月
住宅建設等助成	平成 26 年度～平成 27 年度
公共施設整備	平成 25 年度～平成 26 年度
宅地等買取	平成 25 年度
移転費助成	平成 26 年度～平成 27 年度

＜実際に事業に要した事業期間＞

住宅団地用地取得	平成 25 年度
住宅団地用地造成	平成 25 年 12 月～平成 28 年 3 月
住宅建設等助成	平成 28 年度～令和 2 年度
公共施設整備	平成 25 年度～平成 28 年度
宅地等買取	平成 25 年度～平成 28 年度
移転費助成	平成 26 年度～令和 2 年度

事業担当部局
建設課宮繕係 電話番号： 0226-46-1377

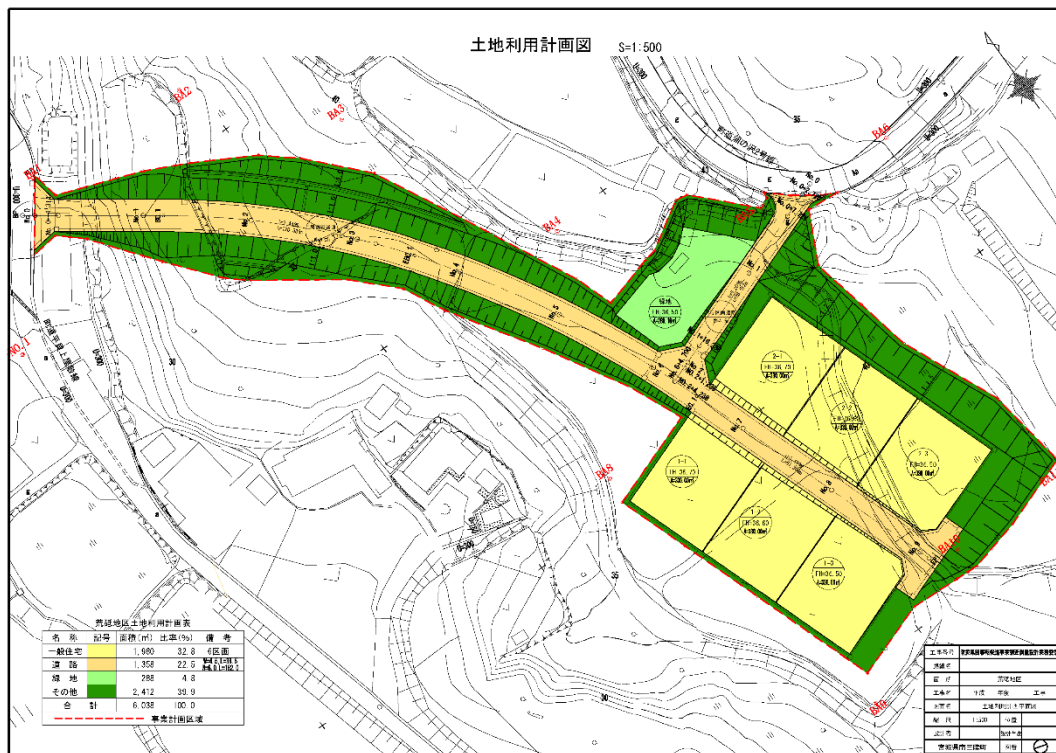




【復興交付金事業計画の個別事業の実績に関する評価様式】

事業番号 D-23-9	
事業名 集落高台移転事業（防災集団移転促進事業）	
事業費 総額 196,411 千円 （国費：171,857 千円） 内訳：住宅団地用地取得費及び造成費 61,968 千円、住宅建設等助成費 27,988 千円、公共施設整備費 41,546 千円、宅地等買費 63,191 千円、移転助成費 1,718 千円	
事業期間 平成 24 年度～平成 29 年度	
事業目的 町の復興計画で目指す「安心して暮らし続けられるまちづくり」の実現を図るため、津波で被災した地区から、高台に集団移転するための安全な居住地を確保するもの。	
事業地区 志津川地区（荒砥） （別紙地図添付）	
事業結果 当初計画では 5 世帯の移転先として事業に着手したが、その後の移転希望世帯の再建意向の変化から、最終的に 6 区画の高台団地を整備した。	
団地名：荒砥団地	
① 住宅団地造成事業（移転先用地費含む） 61,968 千円 移転促進区域面積：20,000 m ² 移転先用地面積：6,024 m ² （うち住宅敷地総面積 1,980 m ² ） 移転戸数：6 戸（当初計画 5 戸）	
② 公共施設整備事業 41,546 千円 道路（幅員 6m×194m、幅員 4.5m×43m）緑地(311 m ² 、ゴミステーション)、 飲用水供給施設（水道管敷設 556m 消火栓含む）他	
③ 移転促進区域買取事業 63,191 千円 買取面積 11,290 m ²	
④ 住宅建設等助成 対象戸数 6 戸 27,988 千円	
⑤ 移転費助成 対象戸数 10 戸 1,718 千円	
<事業年度>	
住宅団地用地取得	平成 25 年度
住宅団地用地造成	平成 25 年度
住宅建設等助成	平成 26 年度～平成 27 年度
公共施設整備	平成 25 年度～平成 26 年度
宅地等買取	平成 25 年度～平成 28 年度

移転費助成	平成 26 年度～平成 29 年度																				
事業の実績に関する評価 ① 事業結果の活用状況に関する調査・分析・評価 荒砥地区は、令和 4 年度末時点において、整備された 6 区画に全てに移転が完了しており、計画戸数を満たしていることから、適正に事業が執行されていると判断される。 また、住宅建設及び移転に係る費用を補助することで、被災者の早期生活再建に寄与した。 ② コストに関する調査・分析・評価 事業費の設計・積算は公共土木工事積算基準等により実施し、南三陸町財務規則等に基づき入札を行い業者を選定している。 本事業は災害危険区域及び移転先地に関しての土地・物件補償が多く、価格に関しては不動産鑑定業務を実施し、適正な価格設定が行われており、適切であると判断される。 ③ 事業手法に関する調査・分析・評価 移転者の住宅建設を当初は平成 27 年度までに完了すると見込んでいたが、再建が予定よりも進まなかったこともあり、平成 29 年度まで事業期間を延伸した。 移転元地の買取については、漁民が多い地域であり、売却に迷う所有者が多かったことから、平成 28 年度まで延長した。 移転先用地取得及び造成は、途中、区画数の変更があったが、ほぼ想定した期間内に進められており、事業手法は適切なものとする。 <想定した事業期間> <table> <tr> <td>住宅団地用地取得</td><td>平成 25 年 2 月～平成 25 年 3 月</td></tr> <tr> <td>住宅団地用地造成工事</td><td>平成 25 年 4 月～平成 25 年 12 月</td></tr> <tr> <td>住宅建設等助成</td><td>平成 25 年度～平成 26 年度</td></tr> <tr> <td>宅地等買取</td><td>平成 24 年度</td></tr> <tr> <td>移転費助成</td><td>平成 26 年度～平成 27 年度</td></tr> </table> <実際に事業に要した事業期間> <table> <tr> <td>住宅団地用地取得</td><td>平成 25 年度</td></tr> <tr> <td>住宅団地用地造成工事</td><td>平成 25 年 6 月～平成 26 年 1 月</td></tr> <tr> <td>住宅建設等助成</td><td>平成 26 年度～平成 27 年度</td></tr> <tr> <td>宅地等買取</td><td>平成 25 年度～平成 28 年度</td></tr> <tr> <td>移転費助成</td><td>平成 26 年度～平成 29 年度</td></tr> </table>		住宅団地用地取得	平成 25 年 2 月～平成 25 年 3 月	住宅団地用地造成工事	平成 25 年 4 月～平成 25 年 12 月	住宅建設等助成	平成 25 年度～平成 26 年度	宅地等買取	平成 24 年度	移転費助成	平成 26 年度～平成 27 年度	住宅団地用地取得	平成 25 年度	住宅団地用地造成工事	平成 25 年 6 月～平成 26 年 1 月	住宅建設等助成	平成 26 年度～平成 27 年度	宅地等買取	平成 25 年度～平成 28 年度	移転費助成	平成 26 年度～平成 29 年度
住宅団地用地取得	平成 25 年 2 月～平成 25 年 3 月																				
住宅団地用地造成工事	平成 25 年 4 月～平成 25 年 12 月																				
住宅建設等助成	平成 25 年度～平成 26 年度																				
宅地等買取	平成 24 年度																				
移転費助成	平成 26 年度～平成 27 年度																				
住宅団地用地取得	平成 25 年度																				
住宅団地用地造成工事	平成 25 年 6 月～平成 26 年 1 月																				
住宅建設等助成	平成 26 年度～平成 27 年度																				
宅地等買取	平成 25 年度～平成 28 年度																				
移転費助成	平成 26 年度～平成 29 年度																				
事業担当部局 建設課営繕係 電話番号： 0226-46-1377																					



【復興交付金事業計画の個別事業の実績に関する評価様式】

事業番号 D-23-10	
事業名 集落高台移転事業（防災集団移転促進事業）	
事業費 総額 141,402 千円 （国費：123,724 千円） 内訳：住宅団地用地取得費及び造成費 29,227 千円、住宅建設等助成費 11,223 千円、公共施設整備費 35,126 千円、宅地等買取費 65,144 千円、移転費助成 682 千円	
事業期間 平成 24 年度～平成 29 年度	
事業目的 町の復興計画で目指す「安心して暮らし続けられるまちづくり」の実現を図るため、津波で被災した地区から、高台に集団移転するための安全な居住地を確保するもの。	
事業地区 志津川地区（袖浜） （別紙地図添付）	
事業結果 当初計画どおり、5 区画の高台団地を整備した。	
団地名：袖浜団地	
① 住宅団地造成事業（移転先用地費含む）	29,227 千円
移転促進区域面積：9,000 m ²	
移転先用地面積：4,545 m ² （うち住宅敷地総面積 1,650 m ² ）	
移転戸数 5 戸（当初計画 5 戸）	
② 公共施設整備事業	35,126 千円
道路（幅員 4.0m×98m、幅員 4.5m×121m、幅員 3.0m×37m） 緑地(516 m ² 、ゴミステーション)、飲用水供給施設（水道管敷設 304m 消火栓含む）他	
③ 移転促進区域買取	
買取面積	7,807 m ² 65,144 千円
④ 住宅建設等助成	
対象戸数 3 戸	11,223 千円
⑤ 移転費助成	
対象戸数 4 戸	682 千円
<事業年度>	
住宅団地用地取得	平成 25 年度
住宅団地用地造成工事	平成 25 年度
住宅建設等助成	平成 26 年度～平成 27 年度
公共施設整備	平成 25 年度～平成 26 年度
宅地等買取	平成 25 年度～平成 28 年度
移転費助成	平成 26 年度～平成 29 年度

事業の実績に関する評価

① 事業結果の活用状況に関する調査・分析・評価

藤浜団地は、令和 4 年度末時点において、整備された 10 戸全てが宅地利用されており、計画戸数を満たしていることから、適正に事業が執行されていると判断される。

また、住宅建設及び移転に係る費用を補助することで、被災者の早期生活再建に寄与した。

② コストに関する調査・分析・評価

事業費の設計・積算は公共土木工事積算基準等により実施し、南三陸町財務規則等に基づき入札を行い業者を選定している。

本事業は災害危険区域及び移転先地に関しての土地・物件補償が多く、価格に関しては不動産鑑定業務を実施し、適正な価格設定が行われており、適切であると判断される。

③ 事業手法に関する調査・分析・評価

移転者の住宅建設を当初は平成 26 年度までに完了すると見込んでいたが、再建が予定よりも進まなかったこともあり、平成 29 年度まで事業期間を延伸した。

移転元地の買取については、漁民が多い地域であり、売却に迷う所有者が多かったことから、平成 28 年度まで延長した。

移転先用地取得及び造成は、途中大きな変更も無く、当初想定よりも短い期間で進められており、事業手法は適切なものとする。

<想定した事業期間>

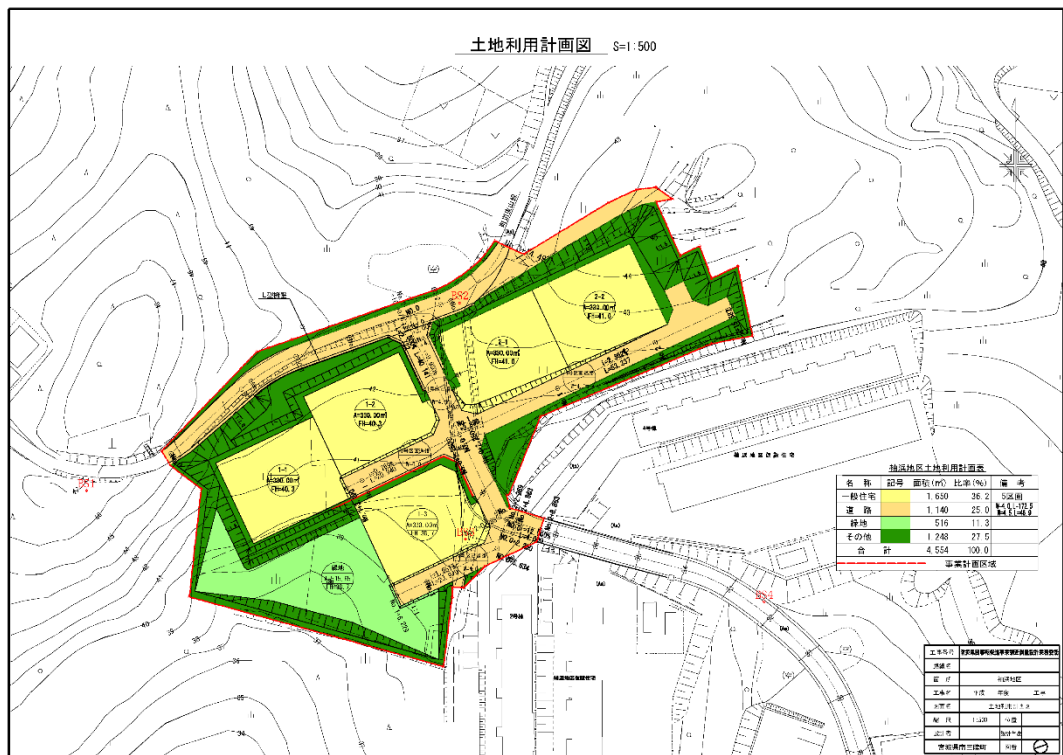
住宅団地用地取得	平成 25 年 2 月～平成 25 年 3 月
住宅団地用地造成工事	平成 25 年 4 月～平成 25 年 12 月
住宅建設等助成	平成 26 年度
公共施設整備	平成 25 年度～平成 26 年度
宅地等買取	平成 25 年度～平成 27 年度
移転費助成	平成 26 年度～平成 28 年度

<実際に事業に要した事業期間>

住宅団地用地取得	平成 25 年度
住宅団地用地造成工事	平成 25 年 6 月～平成 26 年 2 月
住宅建設等助成	平成 26 年度～平成 27 年度
公共施設整備	平成 25 年度～平成 26 年度
宅地等買取	平成 25 年度～平成 28 年度
移転費助成	平成 26 年度～平成 29 年度

事業担当部局

建設課営繕係 電話番号： 0226-46-1377



【復興交付金事業計画の個別事業の実績に関する評価様式】

事業番号	D-23-11
事業名	集落高台移転事業（防災集団移転促進事業）
事業費	総額 13,738,250 千円（国費：12,020,965 千円） 内訳：住宅団地用地取得費及び造成費 3,677,756 千円、公共施設整備費 942,482 千円、被災宅地等買取費 8,202,820 千円、住宅建設等助成費 789,111 千円、移転助成費 126,081 千円
事業期間	平成 24 年度～令和 2 年度
事業目的	町の復興計画で目指す「安心して暮らし続けられるまちづくり」の実現を図るため、津波で被災した志津川市街地から、高台に集団移転するための安全な居住地を確保するもの。なお、志津川市街地の防災集団移転においては、甚大な被害を受けた旧中心市街地の機能を併せ持つエリア整備が求められていることから、公益的施設等の移転を同時にすすめる津波復興拠点整備事業と一体となった移転先の整備を行うもの。
事業地区	志津川地区（志津川市街地）（別紙土地利用計画図添付）
事業結果	志津川市街地の防災集団移転では、旧中心市街地を囲むように、津波復興拠点整備事業により造成された 2 箇所の高台（志津川東団地及び志津川中央団地）と、既存の高台住宅エリア（志津川西団地）と一体になった整備を実施した。

○防災集団移転事業（D23）と津波復興拠点事業（D15）による宅地整備区画数

東団地		中央団地		西団地	志津川市街地全体		
防集	一般※	防集	一般※	防集	防集	一般※	計
122	18	110	25	70	302	43	345

※一般は、空き区画の有効活用を図るため、津波復興拠点整備事業に振り替えを行い、被災者以外に分譲を行った区画数

1 住宅団地造成事業（移転先用地買収費含む） 3,677,756 千円

① 志津川東団地（西-北工区） 12 区画（宅地面積 3,943 ㎡）

② 志津川西団地 70 区画（宅地面積 23,160 ㎡）

2 公共的施設等整備事業

① 志津川東団地

西-北工区団地内道路（幅員 3m×35m、幅員 6m×380m）

飲用水供給施設【※1】（φ 50～φ 200 給水管敷設 1,457m）

西工区集会施設 1 か所（165 ㎡、木造、平屋建）

公園・緑地、その他（消火栓、ゴミステーション【※1】）他

② 志津川中央団地

飲用水供給施設【※1】（φ 75～φ 150 給水管敷設 2,179m）

集会施設 1 か所（165 ㎡、木造、平屋建）

その他（消火栓、ゴミステーション【※1】）他

③ 志津川西団地

団地内道路（幅員 6m×1,940m）

飲用水供給施設【※1】（φ 50 給水管敷設 1,600m）

公園・緑地、その他（消火栓、ゴミステーション【※1】）他

3 被災宅地等買取（移転促進区域内） 買取面積 400,135 ㎡

4 住宅建設等助成 対象戸数 211 戸 807,111 千円

5 移転費助成 対象世帯数 569 世帯 128,081 千円

<事業年度>

住宅団地用地取得 平成 25 年度～平成 29 年度

住宅団地用地造成 平成 25 年度～平成 29 年度

公共的施設等整備 平成 27 年度～平成 30 年度

被災宅地等買取 平成 24 年度～平成 28 年度

住宅建設等助成 平成 28 年度～令和 2 年度

移転費助成 平成 26 年度～令和 2 年度

補足説明：D-23-11 で整備した防災集団移転宅地の飲用水供給設備等【※1】の整備事業費について、造成した宅地の分譲が認められている津波復興拠点整備事業の制度を活用し、事業全体の完了を待たずに宅地が一般開放できるよう、被災者以外に分譲する区画内の飲用水供給設備等【※1】の整備に要した費用を、防災集団

移転促進事業（D-23-11）から津波復興拠点整備事業（★D-15-1-14）に事業を振替えた。

【D-23-11 から★D-15-1-14 へ振替えた整備事業費の対象区画範囲】

○志津川東-西地区：114 区画【※2】のうち 18 区画分（26,053 千円）

○志津川中央地区：136 区画【※2】のうち 25 区画分（29,595 千円）

合計 43 区画分（55,648 千円）

【※2】：志津川東-西地区と志津川中央地区の集会施設 1 区画ずつを含む区画数

事業の実績に関する評価

① 事業結果の活用状況に関する調査・分析・評価

志津川地区の防災集団移転団地は、令和 4 年末時点で、302 区画のうち 278 区画で被災者の再建先として利用されている。

被災者の再建ニーズに合わせて整備された 3 箇所の移転先団地では、新たな市街地と一体となった街並みが形成され、安全・安心な住まいが確保されたことから事業内容は適切なものとする。

なお、空き区画となった 24 区画については、有効活用を図る観点から、平成 29 年度に津波復興拠点整備事業に振替えを行った 43 区画と合わせて一般分譲等を行い、既に 21 区画が利用され、残り 3 区画は引き続き一般公募を行っている。

② コストに関する調査・分析・評価

当事業の一部は平成 24 年 3 月に独立行政法人都市再生機構（以下、UR 都市機構）と締結した東日本大震災に係る復興まちづくりの推進に向けた覚書及び平成 24 年 8 月に同じく UR 都市機構と締結した東日本大震災に係る南三陸町復興整備事業の推進に関する協力協定書に基づき委託契約を結び、当事業を実施した。

復興 CM 方式を導入し、UR 都市機構と CMR が連携のもと、工事施工を行い、コストについては事業実施段階で実際に生じた業務原価（コスト）に報酬（フィー）を上乗せして支払いを行うコストプラスフィー契約や原価の透明性や適正性の確保のため、受注者が発注者にすべてのコストに関する情報を開示し、第三者機関による監査を行うオープンブック方式を併用し算出していることから、適正と考えられる。

なお、町発注工事、委託業務等の事業費の設計・積算については、公共土木工事積算基準等により実施し、南三陸町財務規則等に基づき入札を行い、業者を選定している。

本事業では、災害危険区域及び移転先地の土地買収・物件補償が多く、価格の決定に際しては不動産鑑定を実施し、適正な価格を設定している。

③ 事業手法に関する調査・分析・評価

志津川地区では津波復興拠点整備事業の要件が緩和され、1 自治体 2 箇所（各 20ha 以内）までとなったことから、3 箇所の高台のうち、公共的施設の建設を予定

する志津川東団地と志津川中央団地において津波復興拠点整備事業を活用し整備した。志津川西団地は従来の防災集団移転促進事業活用し整備されたが、各拠点を繋ぐ幹線道路を整備することで、高台に分散するが、繋がりを保った新たな市街地形成が図られており、事業手法としては適切であった。

一方で、大規模な志津川地区の高台移転では、被災者の数も多く、再建意向調査を実施する度に整備区画数が変更となり、土地利用計画など合意形成に時間を要し、平成 29 年度まで造成工事の期間を要したが、適正規模で事業を実施するうえでは、やむを得ない期間であったと考える。

そうした中でも、工事のスケジュール調整により、エリアを分けて早期に着手することで、志津川東団地では平成 27 年 7 月には造成宅地の引き渡しを開始されていたことなどを考えれば、大きな遅れがあったとは一概に判断されないもの。

(別添「防災集団移転促進事業・災害公営住宅整備事業計画造成工事等状況図参照)

<想定した事業期間>

住宅団地用地取得	平成 24 年 4 月～平成 26 年 3 月
住宅団地用地造成業務	平成 25 年 4 月～平成 27 年 3 月
公共的施設整備	平成 25 年 4 月～平成 28 年 3 月
宅地等買取	平成 24 年 4 月～平成 26 年 3 月
住宅建設等助成	平成 27 年 4 月～平成 29 年 3 月
移転費助成	平成 27 年 4 月～平成 29 年 3 月

<実際に事業に要した事業期間>

住宅団地用地取得	平成 25 年 4 月～平成 27 年 3 月
住宅団地用地造成業務	平成 25 年 4 月～平成 30 年 3 月
公共的施設整備	平成 27 年 4 月～平成 31 年 3 月
宅地等買取	平成 24 年 4 月～平成 29 年 3 月
住宅建設等助成	平成 28 年 4 月～令和 3 年 3 月
移転費助成	平成 26 年 4 月※～令和 3 年 3 月

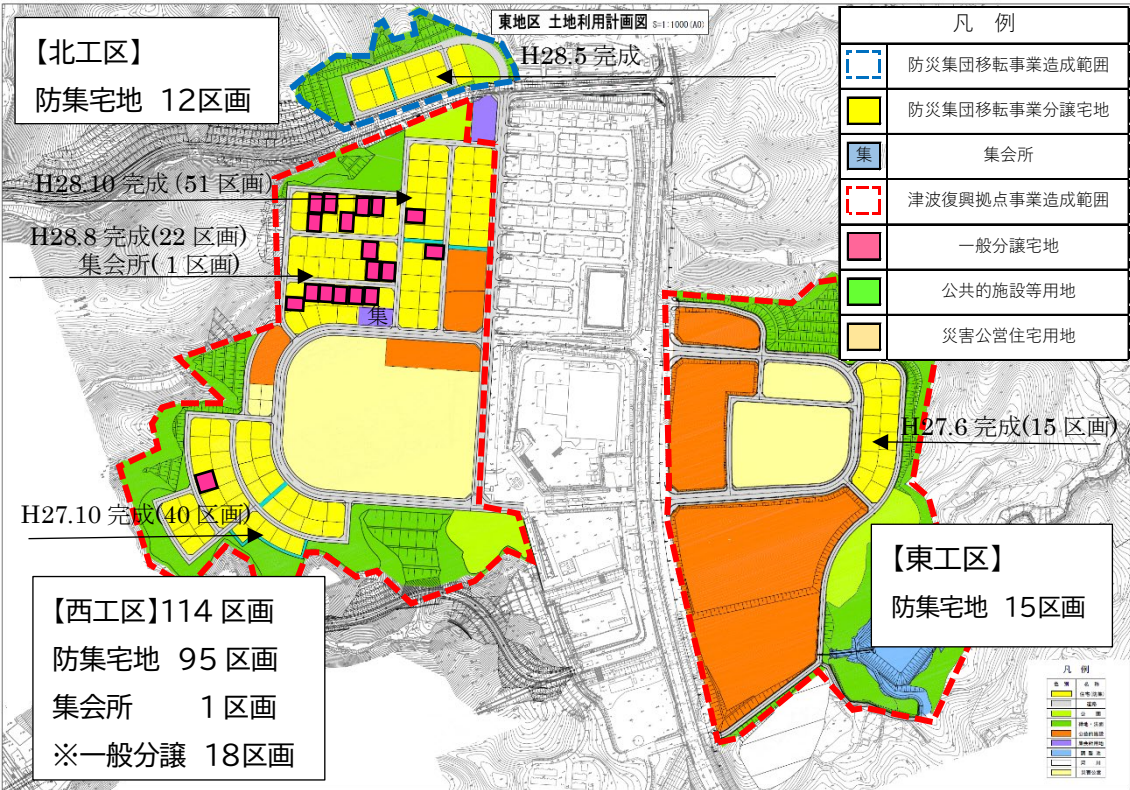
※志津川市街地から災害公営住宅への移転費助成を含む

事業担当部局

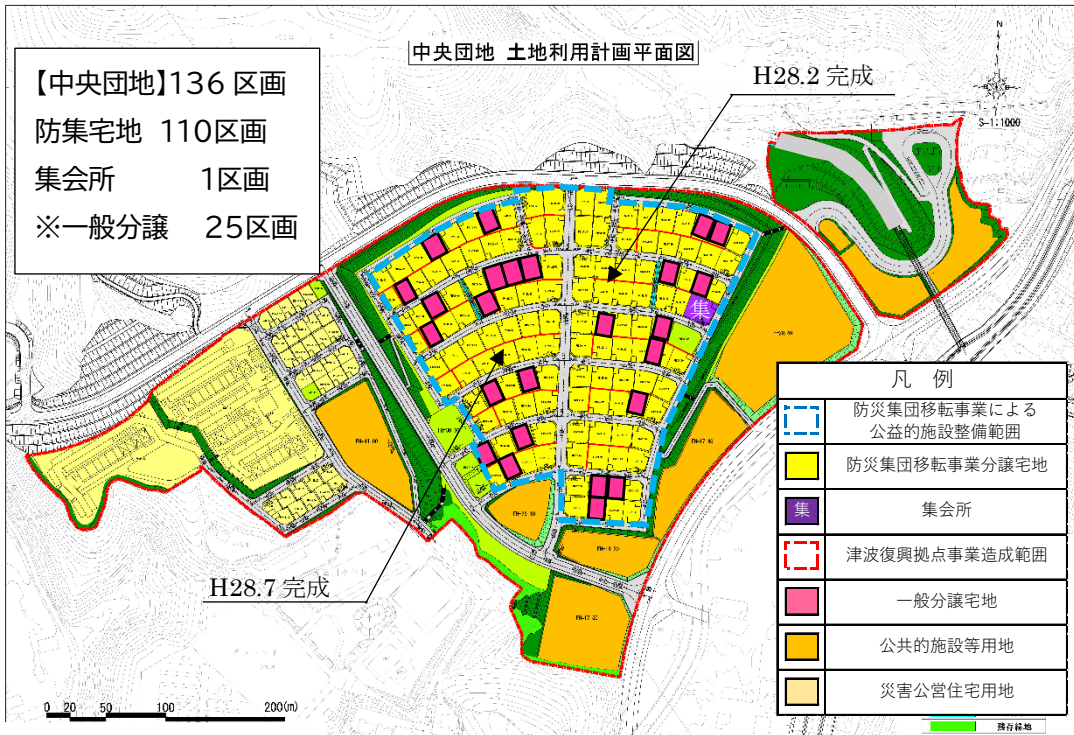
建設課営繕係 電話番号： 0226-46-1377

各団地の土地利用計画図

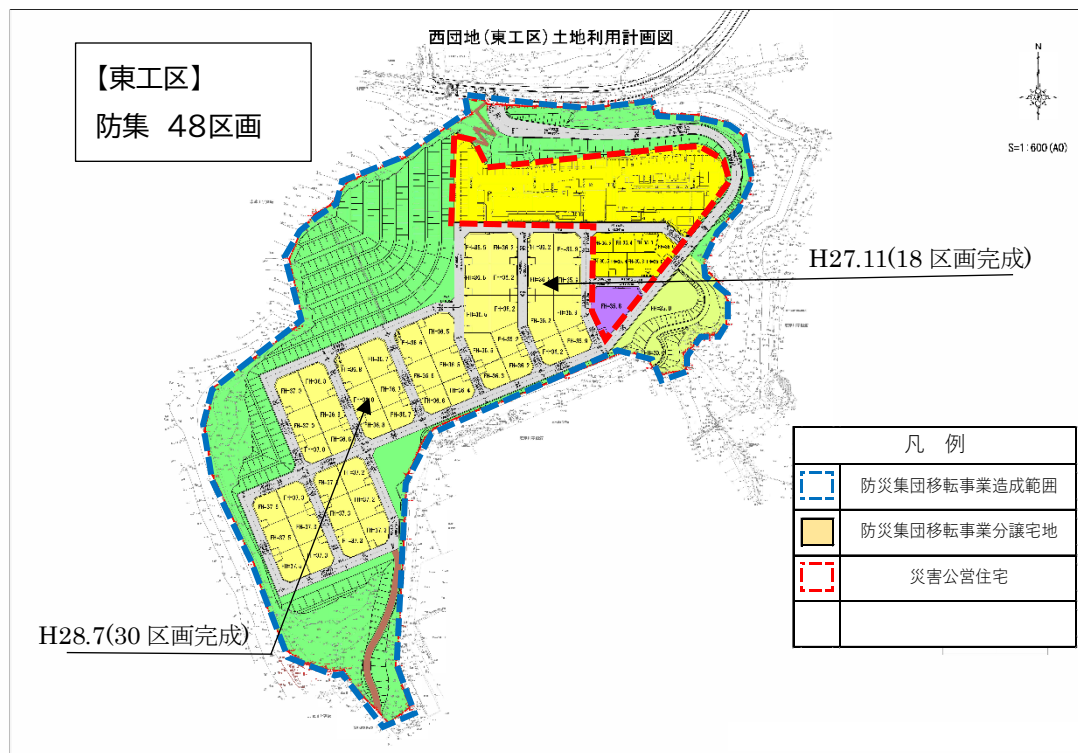
【志津川東団地】



【志津川中央団地】



【志津川西団地】



志津川東団地



志津川中央団地



志津川西団地（西工区）



志津川西団地（東工区）



【復興交付金事業計画の個別事業の実績に関する評価様式】

事業番号	D-23-14
事業名	集落高台移転事業（防災集団移転促進事業）
事業費	総額 644,684 千円 （国費：564,096 千円） 内訳：住宅団地用地取得費及び造成費 390,669 千円、住宅建設等助成費 39,999 千円、公共施設整備費 110,443 千円、宅地等買取費 100,462 千円、移転費助成 3,111 千円
事業期間	平成 24 年度～令和元年度
事業目的	町の復興計画で目指す「安心して暮らし続けられるまちづくり」の実現を図るため、津波で被災した地区から、高台に集団移転するための安全な居住地を確保するもの。 【事業概要】 ・移転先用地： 1.58ha、対象戸数：15 戸 - 合羽沢団地 移転先用地：0.72ha、対象戸数：5 戸 - 原団地 移転先用地：0.86ha、対象戸数：10 戸 ・移転促進区域用地（買取）2.20ha、対象戸数：40 戸
事業地区	戸倉地区（津の宮・滝浜） （別紙地図添付）
事業結果	当初計画では 15 世帯の移転先として事業に着手したが、その後の入居希望世帯の再建意向の変化から、最終的に 14 区画を 2 箇所の高台団地に整備した。 団地名：合羽沢団地・原団地 ① 住宅団地造成事業（移転先用地費含む） 78,998 千円 ・合羽沢団地 移転先用地面積 12,550 m²（うち住宅敷地総面積 2,310 m²） 移転戸数 7 戸（当初計画 5 戸） ・原団地 移転先用地面積 9,554 m²（うち住宅敷地総面積 1,980 m²） 移転戸数 7 戸（当初計画 10 戸） ② 関連公共施設整備 ・合羽沢団地 団地内道路（幅員 6m×349m、幅員 3m×22m）緑地（1,207 m²）、飲用水供給施設（水道管敷設 345.6m 消火栓含む）、その他(ゴミステーション、流末水路) ・原団地 団地内道路（幅員 6m×361m）、緑地（503 m²）、飲用水供給施設（水道管敷設 542m）、その他（防火水槽、ゴミステーション）他

③ 移転促進区域買取

津の宮地区 買取面積 11,973 m²

滝浜地区 買取面積 8,354 m²

④ 移転者の住宅建設等に係る移転補助

対象戸数 9 戸 39,999 千円

⑤ 移転者の住居の移転に対する補助

対象戸数 12 戸 3,111 千円

〈事業年度〉

住宅団地用地取得 平成 25 年度～平成 26 年度

住宅団地用地造成 平成 25 年度～平成 26 年度

住宅建設助成 平成 27 年度～平成 30 年度

宅地等買取 平成 25 年度～平成 28 年度

移転費助成 平成 27 年度～平成 29 年度

事業の実績に関する評価

① 事業結果の活用状況に関する調査・分析・評価

当該地区の高台移転事業では 13 区画を整備し、12 区画が被災者の生活再建先として利用されているが、移転者の再建意向の変化により、やむを得ず生じた空き区画の 1 区画については一般募集を行い、被災者以外へ分譲（賃借）することができ、一般募集を含めてではあるが計画戸数を満たしていることから、事業は適正な執行がなされていると判断される。

また、住宅建設及び住居の転居に係る費用を補助することで被災者の迅速な移転に寄与した。

② コストに関する調査・分析・評価

事業費の設計・積算は公共土木工事積算基準等により実施し、南三陸町財務規則等に基づき制限付き一般競争入札により業者を選定している。

また、同時期に計画がまとまった戸倉地区の同種工事と合冊発注することで経費削減や工期の短縮が図られている。

なお、本事業で用いる土地の価格を設定する際には、不動産鑑定を実施していることから、適正な価格であると判断される。

③ 事業手法に関する調査・分析・評価

津の宮・滝浜地区における防災集団移転促進事業は、用地取得を含む地区との合意形成に時間を要し、造成工事の完成が半年ほど遅れたが、先行して計画がまとまった合羽沢団地を平成 25 年 8 月に発注し、その後、原団地は同時期に計画が策定された戸倉地区の防災集団移転団地と合冊で発注することで工期の短縮が図られており、事業全体を通し円滑に事業が進められていることから、事業手法は適切で

あると考える。

なお、移転費助成の事業期間延長については、被災者の移転が遅れたことによるもので、やむを得ないものと判断される。

<想定した事業期間>

用地取得	平成 25 年 2 月～平成 25 年 3 月
造成等工事	平成 25 年 4 月～平成 26 年 3 月
宅地等買取	平成 25 年度

<実際に事業に要した事業期間>

用地取得	平成 25 年 4 月～平成 25 年 12 月
造成等工事	平成 25 年 8 月～平成 26 年 12 月
宅地等買取	平成 25 年度～平成 28 年度

事業担当部局

建設課営繕係 電話番号： 0226-46-1377

